

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 河川砂防課

法令名	砂利採取法			法令番号	昭和43年法律第74号				
手続名	採取計画の変更の認可(採取場の区域が一般海域の場合)			根拠条項	第20条第1項				
審査基準	第16条（採取計画の認可）の審査基準を準用する。								
受付機関	土木事務所	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課	標準処理期間	60日	目次	52
						標準経由期間	日	No.	